



未熟児で生まれ、指定養育医療機関において医師が入院して養育を受ける必要があると認め、尼崎市で承認された場合に、入院養育中の医療費（保険診療分）および食事療養費を公費負担する制度です。

## 対象者

出生後、次のいずれかの理由で医師が入院養育を必要と認めた乳児。

- ①出生体重が2,000 g 以下
- ②養育医療意見書の「症状の概要」欄 1～5のうち、いずれかの症状がみられること

## 申請方法

以下の書類を揃えて、**生後1か月以内に申請**してください。

※①～③の書式については、市ホームページからダウンロードできます。

北部・南部地域保健課窓口にもございます。



- ① **養育医療給付申請書** 保護者の方が記入して下さい。
- ② **養育医療意見書** 担当医師に記入の依頼をして下さい。
- ③ **世帯調書** 保護者の方が記入して下さい。お子さまと生計を同じくしている方を全員記入して下さい。
- ④ **市民税額関係書類** 世帯調書に記入した方のうち、**18歳以上の方および18歳未満で就業している方**全員分の提出が必要です。

※申請書の税情報閲覧の同意書に署名がある方、マイナンバーによる情報連携によって市民税額が確認できる方については市民税額関係書類を省略することができます。  
※生活保護受給中の方は、生活保護受給証明書が必ず必要です。

- ⑤ **健康保険証** 対象のお子さま、もしくはお子さまを扶養する方の保険証
- ⑥ **個人番号（マイナンバー）確認書類** 扶養義務者のマイナンバーがわかるもの
- ⑦ **申請者の本人確認資料** 顔写真付き身分証明書など

## 申請窓口・お問合せ先

- JR神戸線より**北部**にお住まいの方・・・**北部保健福祉センター** **北部地域保健課**  
電話：06-4950-0637 FAX：06-6428-5110
- JR神戸線より**南部**にお住まいの方・・・**南部保健福祉センター** **南部地域保健課**  
電話：06-6415-6342 FAX：06-6430-6850

- 窓口にて申請手続き後、審査の上、後日養育医療券を郵送しますので、届きましたら入院医療機関の医事課へご提出ください
- 医療券がお手元に届くまでに、医療機関より医療費の請求がありましたら、養育医療申請中であることを医事課担当者にお伝えください。  
※一度お支払いになりました医療費（養育医療該当分）は返還することができません。
- 当初の診療予定期間（医療券の有効期間）から延長して入院する場合や、転院、転居、氏名や健康保険の変更がある場合はお手続きが必要です。